

三重県森林審議会運営要領

森林・林業経営課

(庶務)

第1条 三重県森林審議会(以下「審議会」という。)の庶務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において処理する。

(参与等)

第2条 審議会の事務を処理するため審議会に参与、幹事並びに書記を置くことができる。

(委嘱)

第3条 参与、幹事並びに書記は、会長がこれを委嘱する。

(招集)

第4条 会議は次の場合に会長が召集する。但し、任期満了に伴い会長が不在の場合には、前会長がこれを行う。

- 1 知事より諮問のあったとき。
- 2 会長が必要と認めたとき。
- 3 3名以上の委員会から請求があったとき。

(通知)

第5条 会長は会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知しなければならない。

(議長)

第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

(職務代行者の選任)

第7条 森林法第71条第3項に定める、会長に事故があるときに職務を代行する者は、委員の改選後、最初に開かれる審議会において委員の互選によりあらかじめ定めるものとする。

(会議の成立)

第8条 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第9条 審議会の議事は出席委員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事参与の制限)

第10条 審議会の委員は自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない。

(議事録)

第11条 会長は議事録を作成しなければならない。

(部会)

第12条 審議会の部会運営については、本規定を準用する。この場合「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の緊急開催)

第13条 任期満了に伴い会長が不在の場合に、やむを得ない理由により緊急に部会を開く必要がある場合は、前会長が指名する委員をもってこれを行うことができる。

(報告)

第14条 部会の審議結果については、次回の審議会において報告するものとする。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(緊急時の措置)

第16条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、会長が認めた場合には、第9条の規定による議決権を書面により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は審議会に出席したものとみなす。

(雑則)

第17条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成8年1月25日から施行する。
この要領は平成10年4月1日から施行する。
この要領は平成14年4月1日から施行する。
この要領は平成16年4月1日から施行する。
この要領は平成20年4月1日から施行する。
この要領は平成24年4月2日から施行する。
この要領は平成29年7月26日から施行する。
この要領は令和2年12月4日から施行する。